

医第 50 号
令和元年 5 月 9 日

県内各病院 管理者 様

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長
(公 印 省 略)

「公的医療機関等 2025 プラン」及び「2025 年に向けた対応方針」の更新等について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、公的医療機関等については平成 29 年 9 月 5 日付医第 274 号により「公的医療機関等 2025 プラン」を、また公的医療機関以外の病院についても、平成 30 年 8 月 31 日付医第 660 号により「2025 年に向けた対応方針」をご提出いただいているところですが、策定後の事情の変更等に伴い、プラン等の内容に変更が生じた場合は、更新のうえご提出いただくようお願いいたします。

つきましては、現時点で、既にプラン等に変動が生じているか、生じる見込みがある場合は、今後開催する地域医療構想調整会議や、各病院が参加する各地域の意見交換会で情報共有をさせていただく必要があるため、5 月 29 日（水）までにご提出くださるようお願いいたします。

問合せ先
地域包括ケアグループ 鈴木
電話 045-210-4865

(別紙)

「公的医療機関等 2025 プラン」及び「2025 年に向けた対応方針」の更新等について

1 更新にあたっての留意点

- 医療機能や方針等の変更（病床機能だけでなく、診療科や各種指定などの医療機能も含む）を予定している場合は、「公的医療機関等 2025 プラン」「2025 年に向けた対応方針」（以下「プラン等」）の更新が必要です。
- 事情の変更等により、方針が変わった場合は、速やかにプラン等を更新してご提出ください。
（人員配置の時点修正等の軽微な変更のみの場合は、更新は不要です。）
- 更新したプラン等は、必要な情報を資料化し、地域医療構想調整会議（以下「調整会議」）に報告して議論するほか、地域の病院等が参加する会議等の場で共有させていただきます。なお、調整会議については、会議及び会議資料は公開されます。
- 公的医療機関等 2025 プラン策定対象医療機関が「回復期病床等転換施設整備費補助」（地域医療介護総合確保基金事業費補助金）を活用する場合は、調整会議において、プランに位置付けた回復期病床への転換等の方針について協議した後に県が補助交付決定を行います。補助の活用を検討されている医療機関は、プランへ位置づけてください。

2 提出期限等について（既にプラン等に変更が生じているか、生じる見込みがある場合）

- 提出期限：5月29日（水）
- 提出書類：前回提出したファイルの修正版
- 提出方法：メールへのファイル添付により下記提出先に提出
 - ※ とりまとめる都合上、原則としてファイルでの提出としますが、困難な場合は、紙での提出も可とします。その場合には郵送にてご提出ください。
 - ※ 前回の提出内容が不明な場合は、提出先までお問合せください。
 - ※ 上記提出期限後も、経営方針の見直し等によりプラン等の内容に変更が生じる場合は、県（提出先）へ申し出て、速やかにご提出ください。

3 提出先について

医療機関所在地の構想区域	提出先
横浜 川崎（北部・南部） 相模原 湘南東部	神奈川県健康医療局保健医療部医療課 地域包括ケアグループ ouhuku-iryuu@pref.kanagawa.jp 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
横須賀・三浦	鎌倉保健福祉事務所 企画調整課 kamahofuku.1578.kikaku@pref.kanagawa.jp 〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜 2-16-13
湘南西部	平塚保健福祉事務所 企画調整課 hirahofuku.1577.kikaku@pref.kanagawa.jp 〒254-0051 平塚市豊原町 6-21
県央	厚木保健福祉事務所 企画調整課 atuhofuku.1587.kikaku@pref.kanagawa.jp 〒243-0004 厚木市水引 2-3-1
県西	小田原保健福祉事務所 企画調整課 ohofuku.1582.kikaku@pref.kanagawa.jp 〒250-0042 小田原市荻窪 350-1

【参考】地域医療構想や地域医療構想調整会議の情報は、県ホームページもご参照ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f533059/index.html>